

議案第 1 1 号

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 5 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げ
ていないものを加える。

改正後	改正前
(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事が行う研修を 修了したものでなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大 正 7 年勅令第 3 8 8 号)による大学を含む。) <u>において、社会福祉学、心理学、教育学、社会 学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は これらに相当する課程を修めて卒業した者(当 該学科又は当該課程を修めて同法の規定によ る専門職大学の前期課程を修了した者を含 む。)</u> (6)～(10) (略) 4・5 (略)	(職員) 第 1 0 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事が行う研修を 修了したものでなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大 正 7 年勅令第 3 8 8 号)による大学を含む。) <u>において、社会福祉学、心理学、教育学、社会 学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は これらに相当する課程を修めて卒業した者</u> (6)～(10) (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

